

赤野たかし

あかの

神奈川県議会議員
(横浜市青葉区選出)



公式サイト



今こそ!

税と政治倫理を
正していく

神奈川県と東京都の
行政サービスの差

いわゆる『多摩川格差』を正していく

「政治が変わる」ということは「税の中身も変わる」ということ

いわゆる「失われた30年」…私はその間、日本最大の民間の公益法人に勤務する中で「政治の裏表」を直視し、政治の道に入ってから、企業・団体献金を一切受け取らず、しがらみのない立場より、ゼロから創り上げた政党所属の地方議員として先頭に立って、都道府県のあり方や公務員の働き方をはじめ、子育てや教育、医療・福祉、防災・防犯、文化芸術・スポーツ、さらには環境・農政・社会インフラといった多方面のテーマについて県に提案をし、「見える化」を進めながら実現を図ってきました。

こうした中で「地方から国を変える」難しさも実感したわけですが、とくに「財務省主導の中央集権による政治システム」は、私にとって「大きな壁」であり、これを何とかして変えない限り、本当に「政治が変わった」という結論にならないことでした。日本の歴史はこれまで国（中央）から地方、そして地方から国（中央）という権限移譲を繰り返すことで社会を維持してきました。私は今、戦後80年が経ち、国際情勢も変化する中で、再び国（中央）から地方へと税の中身も変え、それぞれの地方が力をつけることで、国全体の力を押し上げていくべきという考えです。

東京都との『多摩川格差』に対する本県や国の動き

こうした一方で、地方どうしの問題である神奈川県と東京都とのいわゆる「多摩川格差」問題は、近年さらに深刻です。

東京都は全都道府県で唯一「標準的な経費」を自力でまかなえる広域自治体であり、独自施策にあてられるお金は住民一人あたり28.1万円と他の道府県平均である7.8万円に対し、約3.6倍の差（総務省の調査）があり、その豊富な資金源で2025年1月より公立学校の給食費をはじめ、9月からは第1子を含む0～2歳の保育料も無償化したほか、0～18歳の子供一人当たり月5,000円の給付（所得制限なし）、さらに水道料金の基本料金の無償化、出産に係る無痛分娩費用の助成等、行政サービスの差は、本県として看過できない状況です（下記「比較表」を参照）。

今や公共交通機関や道路網等が発達し通勤・通学を含む生活圏は、1都3県にまで大きく広がりました。私はこうした「東京都との偏在是正」は、本県だけで進めるのではなく、千葉や埼玉などと協力して進めるべきと黒岩知事に提言し、今では千葉・埼玉はもちろん全国知事会も動き、国への要望活動を続けています。

現在、国もやっと重い腰を上げつつありますが、国での議論は、本県を千葉や埼玉とともに「東京圏」として一括りにしてしまうことで、かえって本県にとってマイナスになってしまうこともあることから、私はあくまで今だに明治時代の都道府県の区割りを用いることに疑問を呈し、この「多摩川格差」の問題を取り上げていくことで、地方どうしの是正にも努めてまいります。

主な「多摩川格差」の例

項目	神奈川県	東京都
保育料の無償化	0～2歳児について第1子は住民税非課税世帯のみ無償化、第2子から保育料が軽減、第3子以降は無償化（横浜市の場合）	第1子を含む0～2歳児も所得制限なしで無償化
給食費の無償化	県内の一部自治体に限定（小学校は2026年4月から全国で無償化を検討）	すでに公立学校（小中高）等の給食費が無償化
私立高校の授業料	都内など県外の私立学校に通う場合は対象にならず（国の助成のみ）	都内在住であれば他県の私立高校に通う場合も所得制限なしで「ほぼ無償化」
現金給付	県内の一部自治体に限定	0～18歳一人当たり月5,000円（年額6万円）
小児医療費助成	県内の自治体で充実を図るも格差あり	高校生以下は所属制限なしで無償化（23区内）

3 赤野たかし 3つのミッション

「リアルな ど真ん中政治」 地域から「政治の土づくり」を行う これを行わずして「真の政治改革」はできない！

ミッション 1 「納税者の権利」を確立する

政治が今、大きく動きつつありますが、日本は戦後「国民」主権となり、歴史上、初めて「主権者と納税者が基本的に一致」する国になったものの、今もって税の公平性や透明性等が多く、確保されていません。

2025年度の国民負担率（税金と社会保障関連の給付負担額の合計を国民所得で割った割合）は46.2%で、このままでは50%を超えるのも時間の問題です。

私はこの大変な物価高において、せめて「食料品に関する消費税はゼロにすべき」と考えますが、これまでの政府はとにかく一度「税として納めさせた後で分配する」という発想が強く、私たちが「配るのにも多大な地方自治体等に対する事務経費（税金）と時間がかかる」と訴えても聞く耳を持ちません。

その一方で私は、ただ単に「減税」と訴えれば、多くの方から受け入れられるといった安易な考え方は持っていません。

すでに世界の国々では、1980年代頃から「納税者の権利」を憲章等で明記しています（表①）。今や「納税の義務と権利はセット」であるということが世界常識です。

「政治とカネの問題」でさえ先延ばしにし、解決できない「信なくば立たず」の状況において、密室政治に近い「納税の義務という強制」だけで、これからの財政の健全性は果たして保たれるのでしょうか？これまでのようなイヤイヤ納税ではダメなのです。

まずは政治家が襟を正していくことは当然ですが、主権者である国民に税の「権利保障」である「納税者の権利」を確立することが必要と考えます。なぜならこれからさらに企業がグローバル化し、国境なき世界のマーケットで事業を行うこととなります。日本の古い考え方にとらわれ、常に取り締まれる立場になるのではなく、こうしたことを通じて、地域から税への意識を変えていくのが私のミッションの一つです。

【表①】納税者権利憲章リスト

出典：納税環境整備小委員会資料

国名	納税者憲章	制定年(注1)	性格(注2)
カナダ	納税者権利憲章	1985年	公文書
ニュージーランド	納税者憲章	1986年	公文書
イギリス	納税者憲章	1986年	公文書
フランス	①納税者憲章	①2005年	①公文書
	②調査を受ける納税者の権利と義務に関する憲章	②1987年	②公文書
アメリカ	納税者としてのあなたの権利	1988年	公文書
アイルランド	納税者憲章	1989年	公文書
スウェーデン	納税者権利憲章	1996年	公文書
オーストラリア	納税者憲章	1997年	公文書
韓国	納税者権利憲章	1997年	公文書
イタリア	納税者権利法	2000年	法律
ドイツ	なし	—	—
日本	なし	—	—

(注1) 制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。(注2) 公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。

ミッション 2 「立法分権」を確立する

「立法分権」とは「地域のことは、外交や防衛といったどうしても国でしかできない事務を除き、地域で決めよう」ということです。

これまで議論されてきた「地方分権」が「行政を担う権限や財源を国から地方に移す」という「行政権の移譲」であるのに対し、それに「立法権を含めた形」となります。

この背景には、人口や産業構造、都市化や情報化の進展等により、地域の課題が多様化・高度化し、国の一律ルールではスピード感や柔軟性に欠け、対応に限界が生じていることがあります。

地域事情を知る地方自治体（地方議員を含めた）の立法レベルを上げることができれば、課題解決が迅速化し、住民等の要望が政策に反映されやすくなるといったメリット（下記参照）もあります。

また全国に280万人を超えるといわれる地方公務員と各地域のNPOをはじめとする企業・団体等が「共創」することができれば、その地域を活性化し、国全体としての成長も後押しすることができるのです。

本来、国会議員は日本の国益と世界平和の実現のため、もっと質の高い議論をすべきです。現在、横浜市を含む政令指定都市の間で協議されている「特別自治市」の議論についても、あくまで「県からの行政分権のレベルに留まる」ため、こうした「立法分権」が本丸であるとの認識に立ち、それを地域から変えていくのが私のミッションの一つです。

◆立法分権による主なメリット

①権力の集中を防げる

・法律を作る権限が一か所（中央政府）に集まらないため、独裁や一強支配のリスクを下げることができます。

②地域や文化の違いに合わせたルールが作れる

・地域ごとの事情に合ったルールが作れます。（例：アメリカの州法、ドイツの州ごとの法律）

③民主主義がより多層的になる

・住民の意見が政治に届くチャンスが増えるという考え方があります。
・地方の議会や住民が法制度に関わりやすくなります。

④政策の「実験」ができる

・ある地域で新しいルールを先に試し、うまくいけば全国に広げる、というモデルが可能。（「政策ラボ」という考え方）

⑤国全体のバランスが取れる

・国と地域がお互いにチェックできることで、行政全体の透明性とバランスを保つ効果が期待されます。

ミッション 3 「寄付文化醸成とそのための税制改正」を確立する

日本における寄付に関する関心は、GDPに対する割合を見ても他国に比べかなり低いといえ、とくにアメリカでは日本の約30倍ほどの寄付がなされ、その差は歴然です（表②）。

こうした中で私は民間の公益法人で長年、仕事をしてきました。そこで学んだことは、仮に同じ内容の事業、予算であっても、税金で行う役所の事業より、自由度の高い民間NPO法人等の行う事業の方が、事業リスクを恐れずモチベーションも高いことから、格段に「費用対効果が高い」ということです。

欧米諸国では、優秀な学生や各分野の第一線でキャリアを重ねた方たちがNPOやNGOといった非営利法人に、自ら希望して集まってきます。

しかし日本では、全国にある5万超のNPO法人のうち、約2%の約1300しかない認定NPO法人でさえ、いまだ多くが無給で、仮に有給であっても低賃金であり「ボランティアが当たり前」といった状況です。こうした公の事業に対する風土や諸制度を抜本的に変えない限り、とても人口減少や超高齢社会を乗り越えることはできません。

私はこれまで、県議会において様々な提案を行い「教育やNPOを支援する仕組み」も整備し、加えて地域で有志による活動もすでにスタートさせています。「ど真ん中の政治」を行うため「政治の土づくり」をする。そしてこうした「3つのミッション」による「真の政治改革」なくして、今の政治を根本的に変えることはできないというのが私の結論です。

【表②】日本とアメリカとの寄付制度・文化の違い

日本	アメリカ
・税額控除・所得控除はあるが制度が複雑	・寄付金はほぼ全額が所得控除対象
・控除率・上限が限定的	・控除上限が高い（所得の60%まで可）
・実質的には「ふるさと納税」が突出	・高所得者ほど寄付の「税務メリット」が明確
・純粋な慈善寄付の文化が育ちにくい	・確定申告と寄付文化が強く結びついている

現在の日本の寄付は「応援」より「返礼・見返り」型に偏っており、私はこうした日本が米国型寄付控除を導入しにくい理由として、税制思想や財政制約、寄付先への信頼基盤、民主主義の設計、既存制度といった構造的要因にあると考えています。

『ウェルビーイングな社会』をつくるために!!

地方は国のマニュアルに従うことを良しとされ、その特色を活かしきれていない!

「地方の時代」と言われ、1993年には衆参両議院において「地方分権の推進に関する決議」がなされ、その後、国と地方の関係について「上下・主従」から「対等・協力」に変わると定義されるも、今もって多くの権限や財源が国に集中し、それに慣れた地方は国から示された「マニュアル」に従って、創意工夫等を加えることも少なく、仕事をしています。

先日、私が県議会で行った質問により、国の法令等により策定が義務付けられている行政計画数は62本（2023年9月時点）あり、このほかにも法令上「努力義務」や「できる規定」とされながらも、国庫補助金や交付金の交付要件として計画等の策定が求められ「実質的に義務化」となっているケースが多数存在することも明らかになりました。

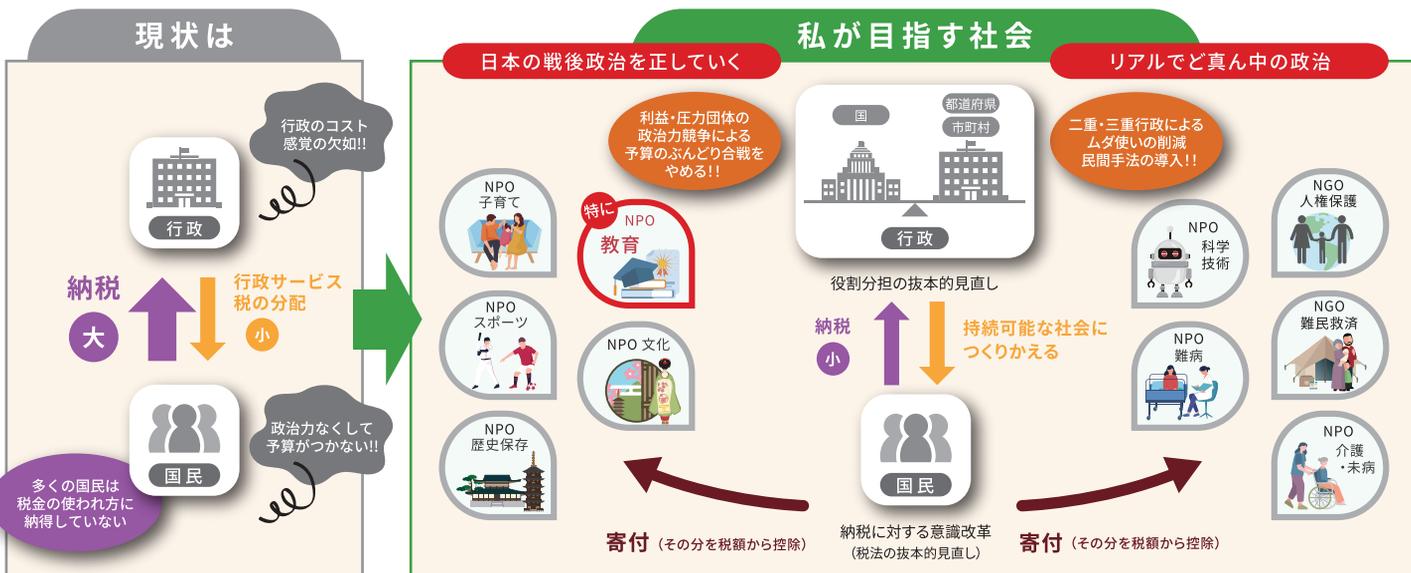
ちなみに日本の法律数は約2000、さらに政令が約2000、省令などを含めると1万本以上にわたり、これら全部とは言わないまでも、こうしたことが地方の裁量を奪っている原因と私は考えます。

このようにいまだに「ブラックボックス」ともいえる国から地方に対する指示や命令による「金太郎飴的な政策」だけでは、とても大都市から過疎といった地域にまで事情が異なる地域課題を個々に解決することなどできません。

防衛や外交をはじめ、国全体で行うべきことは当然あるにしても、税金の使われ方は「見える化」の上、費用対効果を常に「決算」で検証していくべきなのです。

「失われた30年」の大きな原因は、こうした現場で働く人たちの独創性を否定し、地域それぞれの多様性を引き出すことなく、一部の国の官僚のデスクワークに頼り切った手法をいまだに過去の成功体験として政治がそれを利用し、安易に続けていることにほかなりません。

私はこうした問題意識から「3つのミッション」を課しています。裏面参照



真に住み続けたい『まち』とはなにか?

青葉区が真に「住み続けたいまち」を目指すのであれば、ここで育った子供たちが大人となり、家庭を持った時に「再び住みたい」と思っていただけ地域にしなければなりません。「確かに緑や自然も多い、しかし行政サービスの差が…」では話になりません。

またこうした行政サービスの差は、財源や権限だけの問題でなく、行政職員と住民との日頃の信頼関係が大切です。私はこうした問題意識から日頃の地域でのコミュニティ活動を何より大切にし「税と政治倫理を正していく」ことを旨に行動する所存です。

プロフィール

PROFILE

- ▶1969年9月生まれ
- ▶明治大学経営学部経営学科卒
- ▶日本財団 経営企画グループ室長など40歳まで会社員
- ▶衆議院議員 江田憲司の秘書を経て41歳で初当選
- ▶県議会では「立憲民主党・かながわクラブ」に所属。これまでに県連幹事長や県議会会派の団長をはじめ、複数の常任委員会委員長等を拝命。
- ▶趣味はラジオ体操（指導者）、居合道（初段）、ボクシング（プロライセンス取得）

赤野たかし政務活動事務所

駅前などで見かけましたら
皆さんの声をお聞かせください

TEL:045-517-4476

〒225-0002 横浜市青葉区美しが丘4-1-1F
FAX: 045-909-5322 takashi.akano@gmail.com

FacebookやXなどでも情報発信をしております

